



絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年1月5日（木）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	アンゴラ及び全途上国
語学の種類	英語。なお、葡語ができれば望ましい。(両言語について語学証明書を有する場合は添付すること)

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：  
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：  
入国に際して黄熱予防接種証明書が要求されます。
- (3) 公用旅券：  
アンゴラ入国にあたっては公用旅券が必要となります。

#### 6. 業務の背景

アンゴラは、原油輸出に依存した経済体制であり、石油価格の下落に伴い経済

成長が鈍化している。かかる状況下において、2020年からの長期開発計画である「アンゴラ長期戦略2025（Estratégia de Longo Prazo Angola 2025）」においては、経済多角化に注力するとされており、中でも国民の食・輸入代替に直結する農業セクターへのアンゴラ政府の期待は高い。

アンゴラは、サブサハラアフリカ第5位の国土（日本の約3倍）と、農業に適した土壌・水環境を有している。旧植民地時代には稲作が盛んであったが、1975年から25年以上にわたる内戦により、農地が荒廃し生産量が激減している。同国におけるコメは、キャッサバ、メイズに次いで食され、主食の一つとして認知されているが、自国の消費量の約9割を輸入に頼っている。そのため、稲作振興による食糧自給率の向上は、同国の農業セクターにおいて優先度の高い課題とされている。JICAは2013年から2019年にかけて稲作技術の改善を目指した技術協力プロジェクト「稲作開発プロジェクト（ARDP）」を実施しており、同国の中央に位置する2州（Huambo州、Bie州）を対象に稲種子増殖技術の向上、灌漑開発、稲作技術パッケージが開発された。またARDPの一環として国家稲作戦略（NRDS）が策定されており、稲作分野の重点課題の一つとして高品質種子の使用が挙げられている。

かかる状況下において、稲作に適した水及び土壌資源を有する東部2州（Moxico州、Lunda-Sul州）を対象とし、この地域に合う推奨品種の選定等を含む稲種子生産技術の向上を目指す「東部地域稲種子生産プロジェクト」（以下、本プロジェクト）が2021年8月にアンゴラ農業漁業省より要請された。なお、2021年からは農業政策アドバイザー（フェーズ1:2021年7月～2022年8月、フェーズ2:2022年8月～2023年8月）を派遣しており、アンゴラ農業漁業省によるサイト視察の支援を含め、本プロジェクトに関する基礎的な情報収集が進められている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2023年2月上旬～下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認す

る。特に関連各組織の情報については、農業政策アドバイザーの専門家業務完了報告書の内容を十分把握した上で、現地調査にて確認、更新すべき点を抽出する。

- ② アンゴラ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出する（現地業務開始前にJICAから先方関係機関等へ配布することを想定している）。
- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2023年2月下旬～3月中旬）

- ① JICAアンゴラ事務所等との打合せに参加する。
- ② アンゴラ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）および現地民間企業の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D : Record of Discussions））を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内

---

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

容の説明、補足を行う。

- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAアンゴラ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2023年3月下旬～4月中旬）

- ① 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年4月14日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、以下の経路を標準とします。

日本⇄ドバイ⇄ルアンダ

日本⇄シンガポール⇄ヨハネスブルグ⇄ルアンダ

(2) 宿泊料単価

ルアンダでの宿泊については、格付を問わず 37,000 円／泊で計上ください。

- (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 2 月 26 日～3 月 18 日を予定しています。本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。なお、現時点でアンゴラ入国時の隔離期間は不要です。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

JICA アンゴラ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：英語⇄葡語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・プロジェクト要請書

・アンゴラ共和国 農業政策アドバイザー専門家業務完了報告書

- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館等のウェブサイトで公開されています。

・アンゴラ共和国稲作開発プロジェクト終了時評価報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042486.html>

・アンゴラ共和国稲作開発プロジェクト事業完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041464.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA アンゴラ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上